

**【表紙】**

|            |  |
|------------|--|
| 【提出書類】     | 臨時報告書  |
| 【提出先】      | 関東財務局長   |
| 【提出日】      | 平成30年2月23日   |
| 【会社名】      | 株式会社不二越  |
| 【英訳名】      | NACHI-FUJIKOSHI CORP.  |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 薄田 賢二  |
| 【本店の所在の場所】 | 富山市不二越本町一丁目1番1号<br>(注)平成30年3月1日から本店は下記に移転する予定であります。<br>東京都港区東新橋一丁目9番2号(汐留住友ビル) |
| 【電話番号】     | 076(423)5111 (代表)  |
| 【事務連絡者氏名】  | 富山総務部長 松本 眞明   |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都港区東新橋一丁目9番2号(汐留住友ビル)  |
| 【電話番号】     | 03(5568)5111 (代表)  |
| 【事務連絡者氏名】  | 取締役経営企画部長 坂本 淳   |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号)   |

## 1【提出理由】

平成30年2月21日開催の当社第135期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
平成30年2月21日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金10円 総額 2,485,116,610円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年2月22日

第1号議案に対する修正動議

株主より、上記原案に対し、期末配当金を1株につき9円に減額し、その差額を戦後補償問題の基金とするよう修正動議が提出された。

第2号議案 株式併合の件

株式併合の割合

当社普通株式10株を1株の割合で併合する。

効力発生日

平成30年6月1日

第3号議案 定款一部変更の件

事業目的の追加、削除を行う。

本店所在地を富山市から東京都港区に変更する。

なお、本変更については、平成30年3月1日をもって効力を生じるものとし、その旨の附則を設ける。

当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、株式併合の割合（10株を1株に併合）に応じて、発行可能株式総数を6億株から6,000万株に減少させる。

なお、本変更については、平成30年6月1日をもって効力を生じるものとし、その旨の附則を設ける。

第4号議案 取締役2名選任の件

取締役として、原英明、岩田真二郎の両氏を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

| 決議事項       | 賛成数<br>(個) | 反対数<br>(個) | 棄権数<br>(個) | 賛成率<br>(%) | 決議結果 |
|------------|------------|------------|------------|------------|------|
| 第1号議案      | 209,737    | 210        | 235        | 98.9       | 可決   |
| 第1号議案の修正動議 | -          | -          | -          | -          | 否決   |
| 第2号議案      | 209,787    | 160        | 235        | 98.9       | 可決   |
| 第3号議案      | 209,483    | 464        | 235        | 98.8       | 可決   |
| 第4号議案      |            |            |            |            |      |
| 原 英明       | 204,714    | 5,233      | 235        | 96.5       | 可決   |
| 岩田眞二郎      | 209,091    | 856        | 235        | 98.6       | 可決   |

(注) 1. 各議案の可決要件は次のとおりです。

- ・第1号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成です。
  - ・第2号議案および第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。
  - ・第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。
2. 第1号議案につきましては、修正動議が提出されましたが、原案が会社法上適法な決議として成立し、当該修正動議が成立する余地がなくなったため、議決権の数は集計しておりません。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以 上